農薬取締法関係法令抜粋

農薬取締法(抄)

(作物残留性農薬の使用の規制)

- 第十二条の二 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する農作物等についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、作物残留性農薬として指定する。
- 2 環境大臣は、前項の規定により作物残留性農薬の指定があつた場合には、遅滞なく、 環境省令をもつて、当該作物残留性農薬に該当する農薬についての第七条の規定によ る容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項の内容を勘案して、当該農薬を使用す る場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基 準を定めなければならない。
- 3 環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。
- 4 作物残留性農薬に該当する農薬は、当該作物残留性農薬に係る第二項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準)に違反して、使用してはならない。

(土壌残留性農薬の使用の規制)

- 第十二条の三 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する土壌についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、土壌残留性農薬として指定する。
 - 2 前項の規定により土壌残留性農薬の指定があつた場合における当該土壌残留性農薬に該当する農薬の使用の規制については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

農薬取締法施行令(抄)

(昭和四十六年三月三十日政令第五十六号)

(作物残留性農薬の指定)

- 第二条 次に掲げる薬剤を法第十二条の二第一項 の作物残留性農薬として指定する。
 - 一 酸性砒酸鉛を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
 - 二 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤

(土壌残留性農薬の指定)

- 第三条 次に掲げる薬剤を法第十二条の三第一項 の土壌残留性農薬として指定する。
 - ー ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名ディ ルドリン)を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤
 - 二 ヘキサクロルヘキサヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名アルドリン) を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤

作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病 害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令

(昭和四十六年四月一日農林省令第二十四号)

最終改正:昭和四六年一二月一〇日総理府令第五四号

農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十二号)第十二条の二第二項 (第十二条の三第 二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、作物残留性農薬又は土壌残留性農 薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しそ の使用者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

(作物残留性農薬に該当する農薬の使用の基準)

- 第一条 酸性砒酸鉛を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。
 - ー はまき虫類その他の果樹を害する昆虫及びこがね虫類その他の野菜を害する昆虫 の防除以外の病害虫の防除に使用しないこと。
 - 二 ももの幹に塗布し、又は水で二百五十倍以上に希釈して、かき、なつみかん、なし、みかん、りんご、かぼちゃ、きゅうり、すいか、メロン、なす、とうがらし、トマト若しくはピーマンに散布する方法以外の方法により使用しないこと。
 - 三 次の表の上欄に掲げる果樹又は野菜については、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、使用しないこと。

果樹又は野菜	使用禁止期間
かき、なし及びみかん	当該果樹に係る果実の収穫が開始される日
	の四十五日前から当該果樹に係る果実の収
	穫が終了する日までの期間
りんご	当該果樹に係る果実の収穫が開始される日
	の六十日前から当該果樹に係る果実の収穫
	が終了する日までの期間
なつみかん	当該果樹に係る果実の収穫が開始される日
	の百五十日前から当該果樹に係る果実の収
	穫が終了する日までの期間
かぼちゃ、きゅうり、すいか、メロン、な	当該野菜に係る開花の日から当該野菜に係
す、とうがらし、トマト及びピーマン	る果実の収穫が終了する日までの期間

四 次の表の上欄に掲げる果樹については、当該果樹の開花の日から前号に規定する 期間の開始の日の前日までの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる回数をこえて使用 しないこと。

果樹	使用回数
かき、なし、りんご及びみかん	一回
なつみかん	三回

- 第二条 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。
 - ー えかき虫その他のかんきつ類の果樹を害する昆虫の防除以外の病害虫の防除に使用しないこと。
 - 二 結実する樹令に達していないかんきつ類の果樹に散布し、又は塗布する方法以外 の方法により使用しないこと。

(土壌残留性農薬に該当する農薬の使用の基準)

- 第三条 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名ディルドリン)を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次のとおりとする。
 - ー 松くい虫類その他の樹木 (果樹を除く。以下同じ。)を害する昆虫の防除以外の 病害虫の防除に使用しないこと。
 - 二 伐採された樹木その他土地から分離した樹木又は根株に散布し、又は塗布する方 法以外の方法により使用しないこと。
- 第四条 ヘキサクロルヘキサヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名アルドリン) を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を使用する場合にお ける適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準は、次 のとおりとする。
 - ー さびひょうたんぞう虫その他の樹木の苗木を害する昆虫の防除以外の病害虫の防除に使用しないこと。
 - 二 樹木の苗木の育成の用に供される土地の土壌に混和する方法以外の方法により使用しないこと。

附則

この省令は、昭和四十六年五月一日から施行する。

附則 (昭和四六年一二月一〇日総理府令第五四号) この府令は、昭和四十六年十二月三十日から施行する。